

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金			担当部局庁	保険局			作成責任者		
事業開始年度	昭和37年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	国民健康保険課			榎本健太郎		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	国民健康保険法第74条			関係する計画、 通知等	国民健康保険組合特別対策費等補助金の国庫補助について (平成21年3月31日厚生労働省発保第0331024号)					
主要政策・施策	男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国保組合に対し、①「出産育児一時金補助金」、②「高額医療費共同事業補助金」を交付することにより、国民健康保険事業の適正な運営を確保するとともに、国保組合財政の安定化に資することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	① 出産育児一時金(42万円)の1/4相当分を補助(昭和37年度開始) ② 一件当たり100万円を超える高額レセプトについて、全国国民健康保険組合協会において共同事業を実施しているが、同事業に対する各国保組合が負担する拠出金の1/4相当分を補助(平成15年度開始)									
実施方法	補助									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
		当初予算	4,593	4,438	4,268	4,303				
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計	4,593	4,438	4,268	4,303	0				
	執行額	4,593	4,438	4,268						
執行率(%)	100%	100%	100%							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
定量的な 成果目標 の設定が 困難な 場合	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績						
	定量的な目標が設定できない理由及び定量的な成果目標			・「出産育児一時金補助金」は、保険者が出産育児一時金の支給を確実に実施するとともに、支給額について全国的に均衡を保つことを目標としているが、過去3カ年の実績から達成されていると考える。 ・「高額医療費共同事業補助金」は、高額な医療費に対して行う再保険事業で、国保組合の財政運営の安定化に資することを目標としているが、過去過去3カ年の実績から達成されていると考える。						
	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	事業の妥当性を 検証するための 代替的な 達成目標及び 実績	実施組合数を維持する	実施組合数(出産育児一時金補助金、参考指標)	実績	組合	162	163	163	-	-
				目標値	組合	164	163	163	-	162
				達成度	%	98	100	100	-	-
	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	事業の妥当性を 検証するための 代替的な 達成目標及び 実績	実施組合数を維持する	実施組合数(高額医療費共同事業補助金、参考指標)	実績	組合	163	163	163	-	-
				目標値	組合	163	163	163	-	162
				達成度	%	100	100	100	-	-

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	活動実績	当初見込み						
国民健康保険組合数(出産育児一時金補助金)	活動実績	組合	162	163	163	-		
	当初見込み	組合	164	163	163	162		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	活動実績	当初見込み						
国民健康保険組合数(高額医療費共同事業補助金)	活動実績	組合	163	163	163	-		
	当初見込み	組合	163	163	163	162		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	出産育児一時金補助金 X:「執行額」/Y:「実施組合数」							百万円
		計算式	X/Y	2373/162	2218/163	2048/163	2083/162	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	高額医療費共同事業補助金 X:「執行額」/Y:「実施組合数」							百万円
		計算式	X/Y	2220/163	2220/163	2220/163	2220/162	
平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由				
	出産育児一時金補助金	2,083						
	高額医療費共同事業補助金	2,220						
	計	4,303	0					
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること。						
	施策	施策目標 I-9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること。						
	政策評価 測定指標	定量的指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度
		実績値	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係							
	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(①出産育児一時金補助金、②高額医療費共同事業補助金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。							
	改革項目	分野:	-					
	経済・財政再生 アクション・プログラム (第一階層)	KPI (第一階層)	単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-
目標値		-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-	
経済・財政再生 アクション・プログラム (第二階層)	KPI (第二階層)	単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係								

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	補助金を交付することは、国保組合の安定した財政運営を推進するうえで必要な事業であり、当該補助事業を実施しなかった場合、被保険者の負担増につながる。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国民健康保険法第74条の規定に基づき補助金を交付することは、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	補助金を交付することは、国民組合の安定した財政運営を推進するうえで、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	国は、出産育児一時金(42万円)及び高額医療費共同事業拠出金の1/4相当分を補助しているが、3/4相当分を保険者が負担していることから、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	出産育児一時金の引き上げに伴う特例的な補助について、削減を行っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱に補助対象事業及び算定方法を定め、適正に執行されている。費目・使途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績については、目標値に対する成果実績から見て、ほぼ見込み通りとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績については、当初見込みに対する活動実績から見て、ほぼ見込み通りとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	出産育児一時金の支給額を恒久的に42万円にすることに伴う激変緩和措置である引き上げ分に対する国庫補助(各国保組合の所得水準に応じて1件あたり5千円～1万円)を平成24年度に廃止し、平成25年度以降は原則保険料で賄うこととなっているところである。また、高額医療費共同事業補助金は国保組合の安定した財政運営を推進する上で必要な事業であり、平成27年度も引き続きこれまでと同様の補助内容となっている。	
	改善の方向性	国庫補助の見直しを踏まえ、引き続き、適正な補助事業の実施に努めていく。また、支給実績が予算額へ適正に反映されるよう、年度ごとの出産育児一時金の支給実績に応じて予算額を縮減しており、適切な補助事業の実施を図っているが、引き続き、適正な補助事業の実施に努めていく。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
備考			
<p>平成22年度事業仕分け(第3弾)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業番号:A-10 ・事業名:所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直し ・WGの評価結果:見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止) ・とりまとめコメント:それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているため、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前通りのしっかりとした補助を、その代わりに所得の高い人たちが集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案で進んでいただきたいということを結論とする。 <p>公開プロセス(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レビューシート番号:244 ・事業名:国民健康保険組合への補助金の見直し ・公開プロセスの際の結果:事業は継続するが更なる見直しが必要 ・公開プロセスの際のとりまとめコメント:○財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべし。定率分の見直しも必要。 ○特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。 ○本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。 			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	244	平成23年度	255	平成24年度	221		
平成25年度	254	平成26年度	266	平成27年度	276		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

厚生労働省
 4,268百万円



A. 都道府県
 (47都道府県)
 4,268百万円



A. 都道府県
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条
 第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B. 国保組合
 (①163組合、②163組合)
 4,268百万円

B. 国保組合
 ①出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てる。
 ①高額医療費共同事業拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。

費目・用途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額が 支出されている者 について記載す る。費目と用途の 双方で実情が分 かるように記載）	A.(東京都)			B.国保組合(中央建設国保組合)		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	補助金	管轄の国保組合への交付	1,661	納付金	高額医療費共同事業拠出金の納付	321
				保険給付	出産育児一時金の支給	209
	計		1,661	計		530

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京都	8000020130001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	1,661	-	-	--	
2	愛知県	1000020230006	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	345	-	-	--	
3	埼玉県	1000020110001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	319	-	-	--	
4	神奈川県	1000020140007	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	291	-	-	--	
5	大阪府	4000020270008	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	287	-	-	--	
6	兵庫県	8000020280003	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	220	-	-	--	
7	京都府	2000020260002	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	156	-	-	--	
8	栃木県	5000020090000	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	93	-	-	--	
9	三重県	5000020240001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	81	-	-	--	
10	広島県	7000020340006	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	80	-	-	--	

